

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年5月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年5月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日(金) 13時30分～15時05分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室
3. 農業委員（14名）

会長		1 番	富田 早苗		
会長職務代理者		2 番	藤岡 雅子		
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	徳永 廣敏	出	9 番	本田 義昭	出
4 番	吉田 正治	出	10 番	米田 則昭	出
5 番	池田 賢治	出	11 番	荒木 義一	出
6 番	山本 利一	出	12 番	松岡 秀明	出
7 番	福島 則義	出	13 番	村上 新次	出
8 番	本田 久幸	出	14 番	大森 勝範	出

農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	松原 茂	出	6 番	中川 桂一	出
2 番	山田 京治	欠	7 番	川地 勉	出
3 番	永本 智裕	出	8 番	福島 研治	出
4 番	田中 榮一	欠	9 番	山本 富士夫	出
5 番	川部 裕志	欠	10 番	野田 孝光	欠

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第21号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6	議案第23号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び附則第10条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について
7	議案第24号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の

		規定による意見の決定について
8	報告第 25 号	農地法第 4 条の許可申請の取下げの提出について
9	報告第 26 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 山下 直樹 課長補佐 松崎 邦寿
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、欠席者無しということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員、6 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、5 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、4 番吉田委員、5 番池田委員よろしく願い致します。それでは、早速審議に入ります。議案第 21 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 1 ページをご覧ください。 《議案第 21 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。本日の 3 条は、2 件 6 筆申請があがっております。それでは、申請番号①番から、これは米田委員の担当ですので、説明をお願いいたします。
10 番	はい、4 月 23 日に野田委員と申請人の代理人と事務局で現地確認を行いました。説明資料の 4 ページをご覧ください。場所は、マミコウロードから吉無田高原緑の駅の四つ角から左折した先に 2 筆が、緑の駅から右折してから左折してところに 2 筆、それから緑の駅から右折して緑の村の方に向かう町道吉無田線沿いに 1 筆の計 5 筆になります。5 ページ 6 ページは現況の写真です。もともとは、所有者から〇〇〇〇-〇〇〇以外の農地で、譲受人が、イチゴなどを栽培していました。今回〇〇〇〇-〇〇〇を含めた 5 筆を譲受人が購入

	し、イチゴのほかにミニトマトなどを栽培することを確認いたしました。〇〇〇〇-〇〇〇の場所に建っているのは、農業用倉庫になっております。譲受人は、木倉に在住されており、その他にも、田を所有しており、要件を備えています。最後に説明資料の3ページをお開きください。第2項の第1号から第7号まで該当する要件は、すべて満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の説明に対して、ご質問、ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の本田委員、説明をお願いします。
8番	4月24日に、藤岡農業委員、池田農業委員、永本推進委員と申請人(譲受人)と事務局で現地確認を行いました。まず、説明資料の9ページをご覧ください。申請地は、元〇〇〇近くの〇〇製作所の道路斜め向かいにある農地1筆、畑になります。10ページが現況の写真です。現在は、畑の所有者が耕作されていますが、収穫後は、譲受人が、ご夫婦で里芋や麦野菜などの野菜を栽培されることを確認しております。譲受人は、木倉に在住されており、その他に田を所有しており、水稻や野菜を栽培されております。最後に8ページの調査書をご覧ください。第2項の第1号から第7号の該当する要件は、全て満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
	(ありませんの声)
議長	これは、マルチを張っているんでしょう。
5番	マルチ。
議長	これは、譲受人が張っているの。
5番	これは、今の所有者です。
議長	これは、譲受人の夫が作っていたわけではないわけね。
5番	はい、これを収穫後に。
議長	ほかにご覧いませんか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)

議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 22 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 3 ページをお開きください。 《議案第 22 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番、担当の大森委員、説明をお願いします。
14 番	4 月 24 日に福島推進委員と事務局と申請者（譲渡人の一人）と現地の確認いたしました。場所でございますけども、説明資料の 15 ページをお開きください。国道 443 号の高木のコンビニエンスストアから九州自動車道の方に向かっていきまして突き当たりの手前に 200～300m の箇所になります。現況は 16 ページ 17 ページになります。畑で、ここに資材置場を作りたいという話でございました。17 ページをご覧ください。左上の写真ですけども、小さい赤枠と大きい赤枠がありますけども、この小さい赤枠の横が町道の下高野甘木線になります。そこから進入道路をつくるということで、ちょうど赤枠の真ん中は里道になっておりますので、ここを現況利用しながら、車の出し入れをするという話でした。畑は、もう今、写真ではネギと、もう一つの方は何も作っておられませんが、ネギは、他の方に貸して耕作されているということでした。事業計画については、13 ページをご覧ください。譲受人が購入して、地元で建設業を営んでいる〇〇〇工業に貸すということで、話を伺っております。資材置場ですので、進入路だけを砂利を敷いて、あとは、そのまま、雨水に関しましては、自然浸透の形を取るということで、地主も何も建てないということで、生活雑排水については、問題ないということですのでよろしいかと思えます。12 ページをご覧ください。農地が畑で、第 2 種農地に該当しますので、約〇反〇畝位の面積でございます。一般基準の 1 から 10 までは、すべてクリアしておりますので、何ら問題ないと思えますので、許可相当と思えますので、皆さんの審議をよろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の説明に対して、ご質問、ご意見ございませんか。見るからによか農地みたいですね。
14 番	あのここは、片方の 17 ページの右の方の写真は、よか土地ですけど、作物を作っても何も出来ない。ここは、所有者が高齢のために、ここを手放したいということで、何を作っても上手くいかないからという、そういう話でした。といて、隣の農地は、ネギを作って

	いるから。
	(笑い)
議 長	それは、作り方が悪いからかな。
14 番	なんか、ここの所有者の方が、高齢です。
議 長	ございませんか。
7 番	ありません。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の徳永委員、説明をお願いいたします。
3 番	4月26日に、〇〇〇〇があります小坂地区の現場なんですけど、川地委員と事務局と相手方で現地を確認しました。ここは、一度出てきた場所で、最初に書いてありますように、事業計画変更になります。まずは、許可が出たなら今回の譲渡人が、ここに特定建築条件付売買予定地として、許可を委員会の総会で出したんですけども、実は、譲渡人が、あまり良くなって手放そうということで、今回の譲受人が、ここに共同住宅を建てる計画で申請がありました。近くに大型の商業施設がありまして、とても利便性がいいところで、皆さんの住みやすい場所で、今回自己資金と借入金にて建築するというので、もともと写真を見ていただきますと、分かると思いますが、現況の写真を見ていただくと、基盤は、もう既にできております。この中に共同住宅を建設すると、土地もちゃんと管理されておりまして、問題が何にもなかったんですけど、雨水とかが、ちょっと引っ掛かりましたので、現地を確認したんですけど、前回の許可する時に、そういう施設が出来上がってございましたので、何ら問題なく許可できるだろうということで、一般基準の1~10の該当するところは、満たしておりますので、許可相当だろうということで、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。皆さん、この地目のところに当初田、宅地と書いておりますけれども、普通宅地は、農業委員会はノータッチなんですけれども、先程、徳永委員が言われたように、事業計画の変更が出てきましたので、もう1回、農業委員会で審議することになって、今回の申請になりました。ご質問、ご意見はございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)

議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号③④番を一括で、それでは担当の池田委員、説明をお願いいたします。
5 番	4月24日に、藤岡委員、本田委員、永本推進委員と事務局で現地の確認を行ないました。28ページを開いて下さい。場所は、国道443号を甲佐方面に走りまして、トンネルを抜けて、一つ信号がある手前の譲受人の敷地内になります。31ページと39ページをご覧ください。同じ敷地の2か所被っている。2か所とも始末書付きです。30数年前にこの譲受人の前の、県単事業で、道路が拡張された時に、その時にちゃんと地目を調べて変更しておけば良かったんですけど、そのままになって、ないがしろになって、今回倉庫を上げるといことで、地目を調べられたところ変更が出来ていなかったといことで、今回申請があがっております。31ページの方は、敷地内の内側の方になります。39ページは、国道沿いの譲受人の入口、進入路のほうになります。所有者が、31ページの方は、議案に記載された方で、面積が〇〇〇㎡、進入路の方は、議案に記載された方で、面積が〇〇〇㎡になっております。以上のようなことから、一般基準の方では、適当と判断せざるを得ないかなと、これを元に戻して、申請し直せとは言えないので、適当かなと判断いたしました。皆さんのご審議を宜しく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見はございませんか。
7 番	これは、乗入口ではなかったんですか。
5 番	これは、39ページを見て下さい。以前は山林だったんですよ。先代が、徐々に削って私道を広くされたという話でした。
議 長	進入路を広くて、これは、国道に面してだから、進入路でしょう。ということは、進入路全部が、これにかかっているということですよ。
5 番	はい。
2 番	ここは、国道付近から山になっていた場所で、削って削って。
議 長	削って削ってと言っても入り口だからね。入り口全部が、今の説明みたいに、横の方を、だんだん削っていったのなら分かるよ。けど全面転用してない訳でしょう。これは、勝手に入り口を作ってからしているということでしょう。
2 番	手前はご自分で、全部自分の所の敷地だと思ったけど、調べてみたらこの道部分だけが、ほかの方の土地であったと。

議 長	けど、普通なら民間なら、分からないけど、代理人がそういう風になった時に、倉庫もいっぱい建っているし、上の方の面積も拵げたんでしょ。最初より拵がっているんでしょ。事務局も、広報にもっと啓蒙しないとイケないよね。農地を触る時は、絶対農業委員会に行ってくれと。訪ねてくれと。定期的に。
事務局	事務局から、報告いたします。会長から議長の立場で申されましたが、広報に啓発に努めてくれということに対して、今月の広報紙に農地転用関係の周知を行なっております。また、広報が、5月15日以降に発行されますので、その際には、確認していただければと思います。以上です。
議 長	年に1回よりも半期に1回位の年2回位は、した方がいいんじゃないの。ただ、知らなかったとかじゃ、施工してしまってから始末書、こんなことなら元に戻せとかは、言われないよ。
事務局	出来る限りページを確保して。
議 長	土地をさわる時は、何でも一回農業委員会に聞けど。農地ではなかったら、うちには関係ないですと言われるんじゃないですか。始末書が減ってくるんじゃないの。
事務局	転用の啓発には努めます。以上です。
議 長	はい、ほかに無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号⑤番、これは藤岡委員の担当ですので、説明をお願いします。
2 番	はい、資料の43ページをお開きください。こちらの方が場所になります。若宮神社から入ったところの村中の所になります。4月24日に池田委員、本田委員、永本委員と事務局、そして業者の方と現地の方を確認致しました。こちらの土地は、都市計画用途地域になる第3種農地で、田2筆の面積が〇,〇〇〇㎡になります。写真の方が45ページに載っております。現況は、何にも耕作されていない土地になっております。申請者は、熊本市内で不動産の賃貸管理業をされている法人になります。今回は、田2筆の所に、宅地分譲地として7区画、計画書は、44ページになります。計画されております。まだ、この辺りは、田が残ってはいませんが、両隣に住宅地がありますので、ここだけは、残してくれと言われても転用の方は進んでいくのかなと思います。今回の排水関係ですけども、生活排水、汚水については、町道の方に公共の下水道が通っておりますので、そち

	らの方に接続する。雨水については、今回7区画になっております。それぞれ宅地建設時に浸透枳を設けて、処理してオーバーフロー分は、道路側溝側の水路の方に放流するとなっております。水利組合長の方の許可も出ているようです。41ページに戻って下さい。一般基準の1から10において、該当する箇所は適当と判断いたしました。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断いたします。皆様のご審議を宜しく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。ここは、もう何年か耕作していなかったのかな。
2 番	はい、その先は、耕作されておりますが、
議 長	ここは、何年前前に売買か、されたところでしょう。大分前に申請があったところでしょう。
事務局	今回、申請があがっているところの農地ですが、こちらにつきましては、以前の御船地区の農業委員がおられる時に対応されております。その際に、農地の売買があっているようです。今回の申請箇所と、もう一つ奥の、今回は申請があがっておりませんが、横の筆も購入があっているようです。以上です。
議 長	ほかにご質問、ご意見等はございませんか。
5 番	ありません。
議 長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第23号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の6ページをお願いします。 《議案第23号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で承認といたします。続きまして議案第24号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議案書の11ページをお願いします。 《議案第24号の説明》
議 長	一つずつ行きましょう。①番から、これは多面的に編入ね。①番も

	②番も。これについて、みなさんどうですか。陣と高木。
3 番	私が説明しましょうか。
議 長	どうしてあそこが入っていなかったんですか。
3 番	今、多面的の陣の会長をしておりますけども、今度私が区長になった時に、ここだけは何で入っていないのかという問題ですね。ここが5反くらいですか。こちらは、一番村側なんですけども、その周りが入っていないんです。どう見たって黄色が付いていないんですよ。ここも多面では、そういうところでも、当たり前草切りをしたり、当たり前稲作りをしているんですよ。そこの反あたりに、〇,〇〇〇円位のお金が入ってくるんですよ。そこに結構広い所があるから、そこで、無理言って最初は考えてもらったんですよ。そしたら、簡単に出来るのかい。
議 長	地元の人と話したのかい。
3 番	それは、持ち主と、ちょっと私に権限があるから、ここを多面に入れるぞと言ったら、これは、結局は農振がかかるんですよ。これは農振が、入るとですかね。多面にこれを入れると。
事務局	多面の条件として、農振地域にあること。
3 番	なら、今まで農振地域ではなかったと。農振に入ると、いざ家を作ろうという時には、ちょっと厳しいですよ。と言ったんですよ。いやそういうのはどうでもいいですよ。なら、して下さいということで、農業委員会に。
議 長	そのために外してあつと。はじめに補助事業を立ち上げる時は、地域を決めるじゃないですか。その時に、ここが、違法としてさわられるといけないから。
3 番	そうです。ここは、一番村に近い所だから。この地区は、全面に、真ん中あたりは、分かれているんですが、ちょっと違うところがあるでしょう。ここは、地元の方が、地上げして買い上げているんですよ。そうやって、倉庫を作っているんですよ。そういうことが出来る場所なんですよ。
議 長	あそこは、前から宅地だったでしょう。あそこは、真ん中に川が流れているから右と左に分かれて行っていたんじゃないのかな。
3 番	片方は、これと一緒に、農振から外れていた場所なんですけど。
議 長	地主さんの意向で、最初は、農振には入らなかったんですね。今回は、編入するに至ったわけね。わかりました。それでは、申請番号①番、どうですかね。同意する、しない。農振協議会にする前にどっちかに決めておかないといけないのですが。

3 番	よろしくお願ひします。
議 長	同意するということによろしいですかね。賛成の方、挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	申請番号①番は、同意するということで、②番も編入か。これは、高木だと、大森さんどうですか。何か聞いていましたか。
14 番	この前、その資料を貰った時に、どこかなと思ひまして、この近くに私は田んぼを持っているんですけど、申請されたものを見ると、田んぼと前に、どういう協定があるか全然分かりませんが、今、確かに草刈りはしておられますね。その上の方は、整地はしている。下の方は田んぼを作っておられますよ。私も、見て初めて、話は全然聞いてはいない。近くのため池の草刈りは、年に何度かしている。その時に、地区の方と会った時も、そういう話は、今まで出たことなかったですね。
議 長	経緯は、何か事務局は聞いていますか。
事務局	いえ、私の方もヒアリングをしていないので、私の方も詳しくは分かりませんが、もともと、昨年度の秋に、多面的機能の方で、現地確認を行った際に、ここの農地の方も見ていて、その時ここが農振に入っていると地元の方は思われていたんですが、その後、調べたところ、ここは、農振に入っていないので、管理地区としては、入っていたんですが、ここが、交付金の対象地区ではないということがわかりましたので、どうすれば農振に入れることができるのか、当時の代表の方が、持ち主に話をして農振地域に入れるということで、話が出来て今に至っているということでございます。
議 長	これが、農振地区の対象外ならば、金は下りてこないよね。
事務局	一応、管理地区と対象地区とあるので、農振には入っていないくて、多面の地域ではあるんですが、管理をするところというところであって、そして、ここは農振に入っていないところなので、お金は出ないんですが、管理をして下さいという場所にはなっていたんですよ。ここの農地については。
議 長	補助事業の対象地区になっているなら、あげなくちゃいけないんじゃないの。それには、入っていないの。
事務局	あの、対象地域では、あるんですけど、農振には入っていないので、お金は出ないんですけど、管理はしないといけないですよ。多面の方は、全部農振に入っているところと、農振には入っていないけど、管理はするからお金は来ないけど、管理はするから区域には入

	れますというところとありまして、多面の区域ではあったんですが、農振には入っていないので、交付金の対象にはならなかった。管理はして下さいね。
議 長	対象地区外は、作業するといけないんじゃないの。それが、大前提じゃなかったかな。
事務局	管理するエリアと補助金が出るエリアは違う。管理するエリアは少し大きいんですよ。補助金は、必ず農振地域に入っていないといけないと、いうことを説明していたんですよ。なので、管理エリアの所を農振地区に入れようと。そのことが今回の目的です。それが、入っているものを自分たちが思っていたんですよ。
議 長	これは、もう補助事業の地区なの。
事務局	管理はされていくんですが、入っていると思ったら、農振地区ではなかったと。〇,〇〇〇㎡位。ここ 2, 3 年で、企業の進出で、多面の地区が減っているから。極端に減っているから、少しでも増やそうというのが、一番の理由になります。
議 長	地目は、田だけど、現況も田ですか。
14 番	前は何筆か分かれていたかな。
事務局	ここは元々、大森委員が言われたように、7 筆に分かれていました。
14 番	そう、今は、ここは 1 枚にされて、猪の運動場になっている。
事務局	〇〇〇〇～〇〇〇〇という地番があるんですよ。〇〇〇〇の地番の下の今、〇〇〇〇-〇〇〇〇とありますので、大森委員が言われたように、何筆かあるものが、1 筆になっている。
14 番	それで、ここが入っていなかったんですね。
議 長	それでは、皆さんにお尋ねしますけど、この編入を同意する、しない。これも同意するということでいいですか。
事務局	ありがとうございます。
全委員	はい。
議 長	それでは、続いては③番、陣の〇〇〇の近くかな。
3 番	セブンの近くです。
議 長	これも、地権者の方から何かかけてあるんですか。話はしてあるの。
3 番	地権者から、陣地区の方にですか。話は入っている。私と農業の方の区長、地権者ともう一人そういうことを専門にされる方と、一応、現場は確認しております。それと、もう一人が、そこを小作しておられる耕作者も一緒に行っております。出されるなら出されるで、きちんと書類をチェックして出してくださいと。
議 長	これは、糸田堰とかに排水同意とかはとれているの。

事務局	排水同意は取れています。
3 番	それは、行っとかないといけないですね。
事務局	陣部落と農区長さんから
議 長	陣としては、なんら問題ない。
3 番	特に排水を、気にしたんですよ。一本大きな排水があるので、そっちは排水専用の流れなので
議 長	だから、調整池で溜めて、このオーバーフロー部分を排水とおりに流すと。それでは、皆さん③番、申請番号③番はどうでしょう。今の話のとおりですけども。同意するというところでよろしいでしょうか。
	(宜しいですの声)
議 長	それでは、合意するという事です。この④番が取下げかい。
事務局	④番が取下げです。
議 長	それでは、⑤番、これはコメリの裏ですか。
7 番	写真、15 ページの説明資料を見てもらうとですね。元々は圃場整備した田んぼなんですよ。
議 長	〇〇〇の裏の所でしょう。⑤番の所が。
7 番	この申請地の先が圃場整備した田んぼなんですね。
議 長	この道の反対側が、あの埋め立てたところの並びでしょう。
7 番	その先が、落合の仮設住宅があった敷地になります。これも、私が行った時に、ところどころ家がありますけども、ここに入り込む道が狭い。この前に田んぼがあるからですね。今度、資料を見てもみますと、その部分まで道を広くするというような案になっているようです。それで、この開発が出来るのかなど。この中身を見て本当に狭い、10 何枚かあるんですよ。
議 長	どこに、ここの対象地区の中に。
7 番	元々仮設住宅地だったところが、狭い所が何枚もあって、その中の2, 3 枚は農地を作っていたのですが、面積が〇〇位しかない田んぼを、このずらーッとあったんですよ。本当は、圃場整備をすればきれいになったんですけど、出来ていないと。仮設があった近くも。
議 長	この仮設がなった時点で。
7 番	この下の方に道がありますよね。このつながりが圃場整備ですけど、ここも、こういう風になるのかな
議 長	ここも田越しとかで行かないといけない状態だったんですか。
7 番	結局ここも普通の農地に戻しますという話だったと思いますが。
議 長	そうだ、そうだ。最初はね。あの時は、全然買収が済んでいなかった

	たから。残ったでしょう。仮設の後の時は。
5 番	トラクターで、現地を耕作していたでしょう。
7 番	まだ、トラクターは置いてある。
議 長	あそこは、復旧しますということで、田んぼにしてある。機械を入れてありますよね。こういう話は、地区の方では、話はしてあるんですか。福島委員にも聞こえてきていますか。この前の大規模開発の時のように、かん口令は、しかれていないでしょうね。
7 番	ここの土地は、売らんという人がいたんでしょうね。
議 長	売らんと言ったことはないでしょう。この見る限りは。では、仮設の跡地、どうですか、この申請番号⑤番の土地は、どうでしょうか。同意する、同意しない。どちらの方向でいきますか。同意するでいいと思う方、挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。これも賛成多数で同意する方向で、進めます。これは、インターの向こうね。これは、申請者の既設の拡張の話よね。
事務局	既設の拡張になります。もうすでに上の方に倉庫は建設されていて、河川を跨いで下に作ると。
議 長	ここは、田んぼで作るのが良くないところだろ。場所的に。
事務局	ここは、不整形地域です。
14 番	ほとんど益城町の方がしていますね。
議 長	殆ど益城町の方がしていますか。
14 番	ここは、御船の方（高山地区）は、ほとんど耕作していないんじゃないかな。道路沿いは、つくられないのかな。申請地の部分は、ほとんど益城町の方ばかりですね。以前、ここ申請地の道路側は、別の会社が、どこか分かりませんが、手を出そうとしたが、1件の農家の方が反対したから、
議 長	今回は、まだ、少し残っているでしょう。
14 番	反対をした人が、どこの土地を持っておらすかは分からないけどね。しかし、一人が反対したために、話が流れているようです。もう後継者がおらんのに、反対しているんだらうかという話は、聞いたのですが。
議 長	それでは、只今の現場は、この申請者の除外については、倉庫の拡張工事というか、これはどうしましょうか。同意する、同意しない。賛成の方、挙手をお願いします。
委 員	(挙手)

議 長	はい、ありがとうございます、それでは、賛成多数で同意するという ことで、これは番号的には、⑦番ですけども、申請者の敷地の拡 幅ということです。これは、さっき言ってたように、水門の関係で、 それがはっきりしてからと言うてたけど。
事務局	一応、内諾は得ているそうです。今は事業計画として設計を出して 見積もりを出しているの、それを示してから最終的に返事をもら うと。
議 長	それじゃ、それまでは、農振協議会に出さないから、提出するた めに、本日中に決定をしておかなくちゃ
事務局	17日には、書類が提出される予定です。
議 長	これは、私の地元なんですけど、これは20ページの地図を見ても らうと、一番下から 田んぼじゃないですものね。4枚位あるかな。面 積的には、〇〇位か。5枚位あるかな。歪な形の田んぼだらけなん ですよ。地元の人が借りてですね、今回は、隣の用地を持つ事業者が、 こちら辺は、ずら一と建築されてしまったと。ここに申請地の建 物が見えている、それで、地区の人からの反対意見はないよう ですね。地元の人からは反対という人は聞かないように思います。それ では、この除外の申請について、同意する、しない、賛成の方挙 手をお願いします。
委 員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。賛成多数で同意ということに、そ れでは、今回提出されました6件については、全部同意するとい うことで、農振協議会には、お諮りします。いいですか。
委 員	(はい)
議 長	はい、続きまして、それでは報告事項を通して、最後まで事務局か らお願いいたします。
事務局	すいません、議案書21ページをお願いします。 《報告第25号を説明》 《報告第26号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、これで本日の総会を終 了しますが、その他で事務局から別にあれば。

事務局	<p><その他報告について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員の名札配布について ・新任委員の印鑑の提出について ・活動目標に伴う最適化活動実績の提出のお願い ・農地転用許可後にあった耕作者からの苦情について ・新規就農者への農地の提供について ・農地斡旋に伴う農地の提供について
議 長	<p>これで本日の総会は、終了します。失礼します。</p>
	<p>上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">4 番</p> <p style="text-align: center;">5 番</p>